

**役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程**

**社会福祉法人白鳩福祉会**

**(2022年6月改正)**

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳩福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、4週間を平均して週3日以上、この法人の業務に従事する者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬（賞与、退職慰労金を含む）
  - (2) 非常勤の役員 報酬
- (報酬等の支給)

第4条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間350万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 4 この法人の常勤理事の報酬、賞与及び退職慰労金は、別表1に定める額とする。
- 5 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 6 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。
- 7 評議員については、定款第8条で定めるとおり無報酬とする。
- 8 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給する。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の給与規程に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)等を、職員の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 常勤理事の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月15日に支払うものとする。

但し、支払日が休日や金融機関等休業日に当たるときは、その前日に支払うものとする。

2 非常勤役員の報酬、評議員及び役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする

附則

この規程は平成29年10月28日から施行し、平成29年6月16日から適用する。

この規程は令和2年6月23日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

この規程は令和4年7月1日から施行する。

別表1（常勤理事の報酬等）

(1) 報酬

役 職 名	月 額
理事長	200,000円以内
業務執行理事	200,000円以内
理 事	200,000円以内

(2) 賞与

7月の賞与	報酬月額× <u>一般支給率（賞与支給要領）</u> 以内
12月の賞与	報酬月額× <u>一般支給率（賞与支給要領）</u> 以内

(3) 退職慰労金

最終報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率
----------------------

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。

別表2（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	30,000円
理事会、評議員会への出席	10,000円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。